

令和2年第10回農業委員会総会議事録

令和2年10月9日（金）第10回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
				10番	神山 順一
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

推進委員10人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
				4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
							6番	妹尾 良和
				7番	後藤 保夫		8番	信谷 昌吾
							9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司						

議事	議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第49号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第50号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第51号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地改良届について
	平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について

協議事項  
その他

事務局職員（書記）	事務局長	吉田 征弘
	次長	竹村 陽子

（開会時刻 午前9時30分）

竹村次長	<p>只今から新見市農業委員会第10回総会を開催いたします。本日の出席は28名です。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。朝夕めっきり涼しくなったというよりは寒くなったという感じがしますが、昼夜の寒暖差も激しいので体調には十分気を付けながら、利用状況調査もうだいぶ進んでいると思いますが、まだ全然私はやっておりませんが今頃やればよくわかるかもわかりませんが、だんだんこれがカヤが繁ってカヤを刈らぬ間にするとわかりにくいような所もあると思います。体には十分気を付けて頑張っていたきたいと思います。新人の皆さんは総会が今回で3回目ですが、だいたい要領がわかったんじゃないかなと思います。遠慮はいりませんからどんどん質問していただきたいと思います。初歩的なこととか、例えば3条でいう下限面積が今耕作しているものについて、20aで今度譲渡を受けるものについて、それを足したものか足さなくていいものかというようなこともあるかと思いますが、そういうこともその都度質問していただけたらと思います。難しい頭をひねるような問題については、またお互いに勉強しながらしっかり頑張っていきたいと思っております。それでは本日もよろしく願いいたします。</p>
竹村次長	<p>ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は3番宮本委員に先導をお願いします。</p>
宮本委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
竹村次長	<p>ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしく願いします。</p>
会 長	<p>本日も円滑な議案審議にご協力をよろしく願いいたします。  それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、7番倉脇委員、8番井藤委員をお願いいたします。  続きまして日程2「議事」に入ります。議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請につきまして、今回の議案は3件ございました。まず1番でございますが、現地確認を9月25日に行っております。場所は豊永赤馬、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は1名でございます。価格につきましては記載されている通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受</p>

人は経営農地はすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有されております。また農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、地元耕作者へ売買するものでありまして、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への売買であり地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

藤川委員

10月3日に藤本委員と現地確認を行いました。場所は県道若代方谷停車場線の満奇洞から北へ約2km行きまして、さらに市道を東へ1km地点のブドウ団地の一画ということでブドウ畑です。譲渡者が手が回らないというようなことで、近くの若手農業者の方が購入されたということです。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第48号2番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>続きまして2番でございます。確認を9月25日に行っております。場所は千屋、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、高齢で耕作できないため地元耕作者へ贈与するものでありまして、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後も引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者へ隣接した農地を贈与するものでありまして地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
小田委員	<p>現地確認を10月4日、赤井、真壁委員と確認いたしました。場所は180号線多里線の起点の所に橋があるんですが、それから手前20mぐらいですかね、川縁にある農地でございます。譲受人が隣の農地も耕作しまして、その隣に記載の通りの小さな面積の休耕田があるんですが、草刈りもしたりいろんなことがあるんで、それも一緒に耕作するということで問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて、議案第48号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>

吉田局長	<p>続きまして3番でございます。確認を9月25日に行っております。場所は石蟹、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、遠方に住み高齢で耕作できないため地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後も引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また市外在住で耕作できないため地元耕作者へ贈与するものであり地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
伊達委員	<p>確認を10月7日、逸見会長、三輪委員、私の3名で行いました。場所は●●●●●●●裏、高梁川との間にある水田でございます。農道に属しておりまして作業効率もいいのではないかと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田代理	<p>事務局のほうにお伺いいたします。3条については後藤推進委員さんがよく言われるように、所有している機械等が必要な機械を所有しておりと謳ってあるんですが、いつもこれを詳しく書けとかいろいろ提案があると思うんですが一向に直ってないですよ。それと農作業に従事する労働力なども問題なくとって、これは1人しか農業従事者書いてないんですけど、譲受人の方は●●●●●の代表者ですかね。個人だろうけどこれ見たら本当にこの人がするんだろうかと思うわけですが、そのへんは事務局のほうはどう考えておられますか。</p>
吉田局長	<p>これは果樹ということで、ご本人が持つておられるのがこれに使われるということで、今回申請されているのがトラクターと草刈り機ということでされております。1人ということですが、果樹ということで最初は手がかからないということと、その方の農作業への年間従事日数が150日ということで申請されておりますので、150日以上ということで条件を満</p>

	たすと考えております。
会 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にないようなので、議案第48号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは農地法第5条につきまして、今回は2件申請がございました。まず第1番について説明いたします。現地確認は9月25日に行っております。場所は神郷油野、現況地目は田1筆でございます。転用目的は雪の堆積場です。転用理由は冬季に除雪車の雪が道路脇の申請地横に堆積するため、雪の堆積場を整備するものです。契約の種類は贈与による所有権移転で、工事期間は許可日から3ヶ月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。冬季に除雪作業が行われる際に雪が申請地横の道路脇に堆積するために、安全確保などの面から堆積場を整備するというもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画につきましてですが、記載の通りですべて自己資金です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
大原委員	<p>10月3日、仲田委員、信谷委員と譲受人の4名で現地を確認しました。冬場に雪が落ちるということですが、県道が家より高い所にあって家のすぐそばなんです。だから除雪したのも全部落ちるので、こういうことになったようです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第49号2番の議案について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは続きまして2番について説明いたします。現地確認は9月25日に行っております。場所は千屋実、現況地目は田1筆、畑3筆の計4筆でございます。転用目的は進入路と農業用倉庫です。転用理由は現在申請者の自宅への進入路が狭く非常に急なため、新たになだらかな進入路を設置するもので、併せて空いたスペースに農業用倉庫を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載の通りです。工事期間は12月1日から3月31日までです。転用のための費用として事業費は記載の通りで、これは申請者が自ら整備する予定にしております。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在申請者宅への進入路は狭くて急なため、タクシー等の車が家まで来るのが非常に困難な状況にあります。将来的なことも考慮されておきまして、自宅までスムーズに来ることができるよう新たな進入路を設置するものです。また空いたスペースには農業用倉庫を設置するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正でありまして、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが記載の通りですべて自己資金です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
小田委員	10月4日、赤井、真壁委員さんと3名で現地を確認いたしました。場所は多里線、橋がありまして、そこから旧道の方へ入って200～300m上った所に現地があるのですが、譲受人のお宅が、さきほど事務局のほうおっしゃいましたが大変山の中で急な所に家がありまして、市道から入るのがものすごく急なんですね。それでも冬なんて到底上がれるような所ではないので、この申請地を購入してなだらかな道をつけるということで問題ないと思います。よろしくをお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。以上2件とも面積が30a未満のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p>
一 同	<p>(はい)</p>
会 長	<p>では諮問不要として許可を決定いたします。続きまして、議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が4件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番が足見、畑1筆、5年2ヶ月の使用貸借、2番が菅生、田2筆、5年の使用貸借、3番が上市、田2筆、5年2ヶ月の使用貸借、4番が哲多町蚊家、田4筆、3年の貸貸借となっております。なお1と3については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。</p>
妹尾委員	<p>10月6日、藤本委員2人と現地確認させていただきました。県道哲西北房線、草間台地の方へ●●●●●●●●というのがありますが、その手前を北に行って5kmほど入った所に圃場がありました。きれいに耕運されておりました。問題ないと思います。以上です。</p>
谷岡委員	<p>確認日が10月4日、赤井委員、そして申請人の人、3人で確認をしました。借受人の人が周りの人の田んぼをかなり耕しているということで、貸付の人が実家にも誰もいないということでこの人をお願いをしたということでございます。よろしくお願いします。</p>





会 長	<p>補足説明ございませんので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>この契約は、10aあたり●, ●●●円、ざっと言えば●, ●●●円で す。●●●㎡だから。それくらいで賃貸借でやられるんですか。●, ●● ●円ほどですよ。●●, ●●●円というなら●●, ●●●円だからもうち よっと上がってもわかるんです。やられるんですか。</p>
竹村次長	<p>これは借受人の方にも確認したんですけど、この通りです。</p>
会 長	<p>おそらく固定資産かなんかの評価額かなんかにしてるんじゃないかと思 います。</p>
	<p>他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>他にございませんようなので、議案第50号再設定の議案に賛成の方は 挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定といたします。続きまして、議案第51号 現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは現況証明にかかる現況認定につきまして、このたびは1件申請 がございました。議案第51号第1番でございますが、確認を9月11日 に行っております。場所は哲多町矢戸、現況地目は畑2筆でございます。 理由は昭和45年頃から耕作しておらず、現在原野となっているというも のでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
井藤委員	<p>10月6日、宮脇委員、小川委員、逸見委員と私の4名で現地を確認し ました。場所の方は1つが県道33号新見川上線の高梁市と哲多町のちよ うど境界になります。もう1つが県道33号新見川上線の無明谷より1k mほど高梁に向かった所です。両方とも原野でございます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質</p>

	問はございませんか。
仲田代理	今事務局のほうから言われたんで納得したんですけども、理由についてなんですけども昭和45年頃から原野に突然なるわけないんで、昭和45年頃から耕作していないのでという一言を言ってもらえれば、理解できるんですけどもお願いします。
吉田局長	どうもすみません。ご指摘ありがとうございます。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。  (意見、質問なし)
会 長	他にごございませんので、議案第51号について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定といたします。それではここで20分まで休憩といたします。  ～ 休憩 ～
会 長	時間がまいりましたので再開いたします。報告事項に入ります。農地改良届について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは農地改良届につきまして、今回は届出が1件ございました。第1番は確認を9月25日に行っております。場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが現状は礫混じりの土のために肥土を増量し、嵩上げを行うということで改良を行うものでございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
眞壁委員	10月5日に泉推進委員と調査しました。場所は上市市民センターから西に100mほどの所で谷あいの畑です。問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。続きまして、平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について事務局の説明

	をお願いします。
竹村次長	30年の7月豪雨に伴う用途の変更についてということで、今回この届出が1件出ております。これは農地法施行規則に基づいて、非常災害等により公共事業で行う復旧のための転用の場合は許可がいらぬということがありますので、このような手続きを行っております。確認を10月5日に行いました。場所は草間地内、現況地目は畑、変更内容は浚渫残土置場で、変更期間は恒久となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
神山委員	10月5日に確認しております。場所なんですけども国道180号の井倉トンネルの手前から県道北房井倉哲西線を草間方面へ入っていただいて、3kmほど行くと●●●●●●●●という所があるんですけど、そこから南へ700m行った部落の真ん中ぐらにある畑になります。何枚かは管理だけされているような所もありますんで、地元の了解もありますんでやむを得ないと思います。以上です。
会 長	全体で10,000㎡ぐらいなものですか。
後藤委員	これらも早く言えば建設課がするでしょう。それはいいんだけど地目の変更はどうするのでしょうか。本人がするのか。恒久だから農地じゃなくなるわけでしょう。現況確認いつも行かないといけない。今までもこんなのが出たと思うけど市が貸してくれと言ってやってるでしょう。市が地目変更してあげればいいのではないですか。
会 長	前やった所はどうなってる？
後藤委員	前もずっと出てきてるわけだから。
竹村次長	まだ前は変更できてないところもあります。
後藤委員	そのことを確認して今度のとき教えてくださいませんか？そうしないと、個人の土地を貸せと言ってらるわけだから、市が。本人は地目で畑で作りたいたらうけど、貸してくれと、ダンプを置くぞと言ってらるんだから。放っておいてあげたらずっと畑のまま、委員さんは確認ばかりいつも台帳持ってくるっていうことでしょう。
会 長	そうそう、利用状況でも。

後藤委員	変わった人はまた行かないといけない。わからなくなってしまうでしょう。
会 長	確認して次回の報告でということでもいいですか。
竹村次長	また報告確認を次回させていただきます。
後藤委員	建設課がしないといけないと言っていたと言いなさい。
竹村次長	はい、わかりました。
会 長	それでは続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは法務局照会につきまして、今回は2件出ております。1番と2番が同じ場所です。1番の場所は上市で、確認を9月11日に行いました。登記地目は畑、現況地目は宅地1筆です。それで2番の場所が隣接した土地で上市で、確認を9月25日に行いました。登記地目は田、現況地目は宅地1筆でございます。この2件につきましては、いずれも昨年5月の総会におきまして農地法第5条の転用申請があり、許可しておりますが転用が完了し登記を行う際に法務局に申請に行かれまして、その際に許可書を紛失しているということで法務局から照会がありまして、農業委員会のほうで法務局のほうへ回答をしているというものです。以上です。
会 長	1番、2番について関係地区委員の報告をお願いします。
眞壁委員	この2件は●●●●●●●の駐車場になっています。毎日見て通っている所なんで、なんでこんなものくるのかなって思っていたんですけど、2回に分けて。1番は9月11日に泉推進委員、倉脇委員と調査して書類を提出しています。それから2番は9月28日に同じく3人で署名捺印して提出しております。誰が見ても駐車場で整備されてますんで問題ないと思います。以上です。
会 長	続きまして、農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	期間変更届が2件出ております。1番が哲多町蚊家地内で畑1筆、農地法第4条による嵩上げで、令和2年9月までの予定でしたが、大雨による工事の遅れにより令和2年12月13日までの変更となっております。2

	番が哲多町矢戸地内、畑1筆、農地法第4条による嵩上げで、令和元年5月までの予定でしたが、申請者の都合により工事が遅れたため令和5年7月31日までの変更となっています。以上です。
会 長	この件について関係地区委員から報告をお願いします。
小川委員	10月6日に現地の確認をいたしました。嵩上げ工事は進んではおりましたが、完了までにはもう少し時間がかかるのかなというところでした。記載の理由によりやむを得ないというように判断いたしました。以上です。
井藤委員	10月6日、宮脇委員、小川委員、逸見委員の4名で現地を確認しました。場所は県道50号北房井倉哲西線のバス停より新見方面へ約200mほど坂を上がった所です。嵩上げ用の土及び費用の確保に時間を要するため期間の延長の申請が出ております。以上です。
会 長	これはこの前、井藤さん見た所ですか。
井藤委員	そうです。
会 長	続きまして完了届の報告に入ります。事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届が今回4件出ております。1番が神郷下神代地内、農地法施行規則第29条による籾乾燥施設、7月30日の完了。2番が哲多町田淵地内、農地法第4条、墓地への転用で8月27日完了。3番が哲多町矢戸地内、農地法施行規則第29条、農道拡張で8月21日完了。4番が哲多町老栄地内、農地法第4条、墓地への転用で7月31日完了となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があれば順次お願いをいたします。
仲田代理	確認日は8月21日の農地パトロールのときでございます。農地パトロールのあと、できているようなので完了届を出すようにということで先月もちよっと話したんですけども、完成日は本当はもっと早いんですけども去年ぐらいから稼働はしてるんですけども、とりあえずのところまだちょこちょこ補修をしたりしてたんで一応7月30日ということにしております。立派なものがございます。以上です。

小川委員	2番の案件です。10月6日に現地の確認をいたしました。お墓が申請通りできておりました。以上です。
井藤委員	10月6日に現地の確認しております。重機及び軽トラの出入りが容易になりとても喜んでおられました。もう1件は土地が家の横にできたので管理がしやすくなったと喜んでおられました。以上です。
会 長	ありがとうございました。次に利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が1件出ております。土橋で畑1筆、これは農地中間管理機構を通して貸付をこれからしようと思われているようで、この解約を出されました。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
妹尾委員	10月6日、藤本委員と現地確認させていただきました。県道哲西井倉北房線を上がりまして●●●●●手前を1kmほど入った所に圃場があります。腰ぐらいまでの草が生えた状態ですが問題ないと思います。
会 長	ありがとうございました。続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事 務 局	(ありません)
会 長	協議事項はないようなので、続きましてその他ですが事務局からお願いします。
吉田局長	事務局から申し合わせ事項を改めて配布させていただいております。それをちょっと見てください。服装につきましてですが現在ネクタイ、上着の着用を省略ということになっておりますが、11月の総会からはネクタイと上着の着用をお願いいたします。それからちょっと下に下がりまして現地確認のところですが、新任委員の研修のときには説明させていただいたんですが、現地確認につきましてここにありますように、農地法の申請が出まして担当ということになりましたら、農地法においては複数での確認をお願いいたします。担当農業委員、担当推進委員+αというような形で各地区で見ていただくようになります。それで担当になられた方につきましては、担当の方からお近くの農業委員、推進委員の方に連絡をしていただいて、担当の方が連絡していただいて一緒に確認をしていただくよ

	<p>うによろしく願いいたします。同じように農業経営基盤強化促進法の調査は複数でお願いいたします。それから現況確認は3名で農業委員、担当推進委員ともう1人、3名以上で、署名のほうが3名必要なのですが、最低3人はいますが、3名以上での確認をお願いいたします。それから報告関係につきましては1名以上ということですが、1名以上なんですができる限り複数の人での確認をお願いいたします。これらの案件につきまして、もし議案を見たときに担当のところに名前がありましたら、担当の方がそれぞれ近くの農業委員、推進委員の方に一緒に確認をお願いするというので一緒に確認をしていただければと思います。以上よろしく願いいたします。</p>
竹村次長	<p>続いて、お手元に農業委員会組織による令和2年7月豪雨災害義援金募集についてというA4の横向きの紙をお配りさせていただいております。これは農業委員会系組織による義援金ということで、岡山県農業会議より一口1,000円で募集の依頼が来ております。これは個人でしていただくということになっておりますので、皆さんの毎月5,000円積立させていただいている中からとりまとめて送金させていただくこととしてよろしいでしょうか。</p>
一 同	<p>(はい)</p>
竹村次長	<p>ではそのようにさせていただきます。続いて次回の総会ですが、11月13日(金)と前回お知らせさせていただいておりましたが、都合により11月12日(木)午前9時半からこの南庁舎1階1-Cに変更をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
一 同	<p>(はい)</p>
竹村次長	<p>それと12月ですが10日(木)で同じく午前9時半でいかがでしょうか。また、前回お知らせさせていただいてる農業委員、最適化推進委員の研修会が12月11日に一応予定となっております。場所がコンベックスで開催される予定です。まだちょっときちんと決まってははいませんが、きちんと決まりましたらお知らせをさせていただきたいと思えます。合わせて出欠もお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
仲田代理	<p>事務局にお伺いします。私の認識では農業委員会の申請書類等の期限は</p>



毎月25日までというように思っていたんですが、前局長からいろいろ話を聞いていたら、平成31年ぐらいからもう20日に変わってますよということなんですが、それは本当でしょうか。

吉田局長

私今年4月に来たんですが、引継ぎではすでに毎月20日の締め切りで、20日が休日の場合はその前の開庁日が締め切り日となるということで聞いておまして、7月20日の新人の農業委員、推進委員の研修においてはそのように説明させていただいております。

仲田代理

わかりました。小川前局長にはちょっと苦情を言ったんですけど、1年ちょっとの間僕らはずっと25日だ25日だと言って皆さんの方へ通知というなり話をしてたんです。実は来月一応農業委員会にかける案件がありまして、それを司法書士の先生にお願いしたら「仲田さん25日から20日に変わってますで。どうして変わったんですか。」という問い合わせがあったもんで急ぎよ調べたんですけども、それと普通は20日の期限が日曜日の場合は手前にすると18日ということになるんで、できれば翌週の週明け、休み明けにしてほしいんだけどというような意見もあったんですが、そのへんは可能なんでしょうか。それとも決めたらそのまんまもう手前でやりますか。どうでしょう。

吉田局長

25日から20日に変えたというのは、今回は10月の9日というように月の上旬でちょっと早めの総会です。議案を送付する前にどうしても見ておかないといけないようなところが、現地確認とかする場合にスケジュールが非常に厳しいようなことがあるということで、25日から20日に変更したんだというようなことでは聞いております。先ほど代理からあったんですが、今お聞きしましたように農業委員、推進委員の方への連絡につきましては不十分だった点があったと思われまので、非常に申し訳ありませんでした。市内の司法書士事務所等へは連絡しているようなので引き続き20日締め切り、20日が休日の場合はその前の開庁日を締め切りとさせていただきたいと事務局では考えております。もし変えるようでしたら、ちょうどきげんのいい年度変わりとか、そういったときに20日が休日の場合は後ろにするというようなことで、もし農業委員の方の意見でそういう方が非常に多いようでしたらそういうふうに変更させていただきたいと思うんですが、現在それで進めさせていただいておりますので、今年度につきましては現在のように進めさせていただいて、来年度以後につきましてはそういう意見が多いようでありましたら20日締め切りで、そこが休日の場合はそのあとの開庁日というような形に変更させていただきたいと事務局では考えておりますがいかがでしょうか。

後藤委員	要は委員さんに通知が届くのが1週間前に届くわけでしょう。だいたい前に聞いていたのは、農業委員会の総会は10日前後でやりますよというのを聞いていたわけです。だから1週間前といたら月初めくらいになる。委員さんに通知を出す。委員さんは現地で確認する。25日で締め切ったらここで5日か6日、1週間ほどの間で事務局が処理できるのかできないのか。20日だったら10日以上はあるわけだから。そこで処理ができるかできないかの判断だと思う。
仲田代理	別に手前にしたからどうこうないんです。無理なものはできないわけだから。するならするで委員会のほうへ報告してもらわないと、僕らもみんなに言うことがありますんで、それはきっちりしてほしいなど。それは別に事務局のほうでも、できればそれで今まで通り現況の通りでと言えばそれで納得するんですけども。
会 長	とりあえず今の後藤さんの言われるように現地確認もあるんで、今の20日締めでいいんじゃないかと思いますけど。
後藤委員	20日締めとってさっき仲田さんが言ったように、21日に出たらどうするんだということになるでしょう。そこは臨機応変にしてあげればいい。
会 長	それは事務局に任せます。一応は20日締めということで。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。 他に何か皆さんからありませんでしょうか。
一 同	(ありません)
会 長	ないようでしたら、仲田代理が閉会を行います。
仲田代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 11 時 00 分)	